いわき市職員 受 験 案 内

令和2年度職員採用候補者試験

行 政 職・医療 職

申 込 受 付 期 間

令和元年 5 月 2 0 日 (月) から 6 月 7 日 (金) まで

第 1 次 試 験

令和元年6月23日(日)



1 採用職種・採用予定人員・受験資格・主な業務等

| ħ | 養 | 採用予定人員 | 受 験 資 格 |
|-----|----------|---------|--|
| - | 一般事務職 | 25名 程 度 | (1) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による 大学(短期大学を除く。) 若しくはこれらと同等と認める学校 等を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者。 |
| | 土 木 | 6 名程度 | (2) (1)に該当する者で、当該大学等在学中に各職種に関する課 |
| | 建築 | 2名程度 | 程を修めた者若しくは修める見込みの者又はこれに相当すると認められる者。 |
| 技術職 | 機械 | 1 名程度 | ※ 後述P.3の<専門試験出題分野一覧表>における各職種の 出題分野に該当する科目のうち、概ね6割以上の科目を履 |
| | 電気 | 1 名程度 | 修した者又は履修見込みの者。 |
| | 農芸化学 | 1名程度 | (3) (1)に該当する者で、 食品衛生監視員の任用資格 を有する者 又は令和2年3月までに取得見込みの者 |
| ŶĬ | 当 防 職 | 3名程度 | (4) 平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による 大学(短期大学を除く。)若しくはこれらと同等と認める学校 等を卒業した者又は令和2年3月までに卒業見込みの者。 ただし、〈別表〉消防職の身体的条件を満たす者に限る。 |
| 伊 | 录 育 士 | 8名程度 | (5) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、 保育士の資格 を有する者又は令和2年3月までに取得見込みの者 |
| | 社会福祉士 | 2名程度 | (6) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格 を有する者又は令和2年3月までに取得見込みの者。 |
| 専門職 | 精神保健福祉士 | 1名程度 | (7) 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、精神保健福祉士の 資格を有する者又は令和2年3月までに取得見込みの者。 |
| | 司 書 | 1 名程度 | (8) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、 司書の資格 を有する者又は令和2年3月までに取得見込みの者。 |
| | 獣 医 師 | 1 名程度 | (9) 昭和49年4月2日以降に生まれた者で、 獣医師の免許 を 有する者又は令和2年3月までに取得見込みの者。 |
| 医療職 | 歯科衛生士 | 1 名程度 | (10) 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、 歯科衛生士の免 許を有する者又は令和2年3月までに取得見込みの者。 |
| | 保健師 | 3名程度 | (11) 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、 保健師の免許 を 有する者又は令和2年3月までに取得見込みの者。 |

いわき市ホームページ

http://www.city.iwaki.lg.jp

いわき市職員採用



次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者(医療職を除く)
- 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ いわき市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〈別表〉消防職の身体的条件

| 身長、体重、胸囲、 握力、肺活量 | ・職務に支障のない身体及び体力であること。 | | | |
|---------------------|---|--|--|--|
| 視力及び色覚 | ・視力(矯正視力を含む)が片眼で0.3以上、かつ両眼で0.7以上であること。 ※ 裸眼視力の要件はありません。 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 | | | |
| 聴覚 | ・正常であること。 | | | |
| その他 | ・精神・四肢機能に異常がないこと。 | | | |

※ いわき市所定の身体検査書 (病院等で医師の証明を受けたもの) で上記の身体的条件を具備しているかどうかを確認します。

| 職種 | | 主な業務等 |
|-----------|----|--|
| | 務 | 行政の様々な分野において、税や福祉などの窓口対応から政策企画立案まで、幅 広い業務に従事します。 |
| 土 7 | 木 | 土木部、都市建設部、農林水産部や水道局等において、土木工事の設計、積算や 工事監理等の業務に従事します。 |
| 建 | 築 | 土木部、都市建設部や教育委員会事務局等において、建築工事の設計、積算、工 事監理や建築に係る審査等の業務に従事します。 |
| | 械気 | 生活環境部や水道局等において、設備工事の設計、積算、工事監理や施設の維持 管理等の業務に従事します。 |
| 農芸化 | 学 | 生活環境部、保健福祉部(保健所)や水道局等において、分析業務や化学知識を 活かした指導行政等の業務に従事します。 |
| 消防 | 職 | 消防本部や消防署において、消火活動や予防活動、救急搬送等の業務に従事します。 |
| 保 育 = | 土 | 保育所等において、保育業務等に従事します。 |
| 社 会 福 祉 章 | | 地区保健福祉センター (いわゆる福祉事務所)等において、専門知識を活かし、 福祉行政のエキスパートとして、ケースワーカーの業務等に従事します。 |
| 司 | 書 | 図書館等において、専門知識を活かして、図書資料等の管理、利用者への情報提供等の業務に従事します。 |
| 獣 医 自 | 師 | 保健所等において、動物に関する保健衛生・公衆衛生の向上のための業務に従事します。 |
| 歯科衛生 | 土 | 保健所等において、専門知識を活かして、口腔衛生指導の業務等に従事します。 |
| 保健 | 師 | 保健所や地区保健福祉センター等において、市民の健康維持増進のため、地域保 健業務等に従事します。 |

2 試験の方法・内容

- (1) 試験は次のとおり第1次試験と第2次試験を実施するものとし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。
- (2) 合格者は、総合得点の高い順に決定します。ただし、基準点に満たない試験種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

| 区分 | 試験種目 | 内容 | | | | | |
|--------|--|---|--|--|--|--|--|
| 第1次試験 | 教 養 試 験 (多肢選択式) | 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての筆記試験 | | | | | |
| | 専門試験 (多肢選択式) (精神保健福祉士は記述式) 【医療職は免除】 | 職員として必要な専門的知識及び能力についての筆記試験 (出題分野は<専門試験出題分野一覧表>のとおり) | | | | | |
| | 口 述 試 験 | 人物についての個別面接及び集団討論による試験 | | | | | |
| | 論 文 試 験 | 論理性、表現力等についての試験(800字程度) | | | | | |
| 第 2 | 適性検査 | 職務遂行上必要な適応性についての検査 | | | | | |
| 第2次試験 | 体 力 測 定 (消防職に限る。) | 職務遂行上必要な基礎体力の測定 | | | | | |
| | 身体検査 | 職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについての検査 (医師の発行する身体検査書の提出により行います。) | | | | | |

〈専門試験出題分野一覧表〉

| 〈 専 宀 試 駛 出 題 分 野 一 筧 表 <i>〉</i> | | | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 職種 | 出 題 分 野 | | | | | | |
| 一般事務職 消 防 職 | 政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係 | | | | | | |
| 土 木 | 数学・物理 応用力学 水理学 土質工学 測量 土木計画(都市計画を含む。) 材料・施工 | | | | | | |
| 建 築 | 数学・物理 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画(都市計画、建築法規を含む。) 建築設備 建築施工 | | | | | | |
| 機機械 | 数学・物理 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学・制御 機械設計 機械材料 機械工作 | | | | | | |
| 電気 | 数学・物理 電磁気学・電気回路 電気計測・制御 電気機器・電力工学 電子工学 情報・通信工学 | | | | | | |
| 農芸化学 | 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 生物化学 土壌学・植物栄養学 食品化学 応用微生物学 | | | | | | |
| 保 育 士 | 社会福祉 児童家庭福祉 (社会的養護を含む。) 保育の心理学 保育原理 保育内容 子どもの保健 (精神保健を含む。) | | | | | | |
| 社会福祉士 | 社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。) 社会学概論 心理学概論 | | | | | | |
| 精神保健福祉士 | 精神保健の課題と支援 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 地域福祉の理論と方法 心理学理論と心理的支援 等 | | | | | | |
| 司 書 | 生涯学習概論 図書館概論 図書館経営論 図書館サービス論 図書館情報資源論 情報資源組織論 児童サービス論 | | | | | | |

3 試験の日時・場所・合格発表

| 区 | 分 | 日 時 | 場 | 所 | 合格 発表 | | | |
|-----|------------|---|---------|------|--|--|--|--|
| 第三試 | 1次 験 | 令和元年6月23日(日) 午前9時30分から 午後3時00分まで ※医療職 午前12時00分まで ※精神保健福祉士 午後2時30分まで | 福島工高等専門 | | 令和元年7月12日(金)に受験者全員に対し合否を通知するとともに、同日午後3時ごろ、市役所(本庁・各支所)の掲示場に掲示します。 | | | |
| | 第2次 試 験 | 令和元年7月下旬~8月上旬ごろ の間において、3日間程度 | いわき市役 | 於所 他 | 令和元年8月30日(金)に受験者全 員に対し合否を通知するとともに、 同日午後3時ごろ、市役所(本庁・ | | | |
| 武物 | 例欠 | 詳細は第1次試験合格者に通 | 巾します。 | | 各支所)の掲示場に掲示します。 | | | |

※ 合格者の受験番号は、市役所の掲示場に掲示した後、市のホームページ上にも掲載します。

< 1 次 試 験 会 場 案 内 図 >

【試験会場】

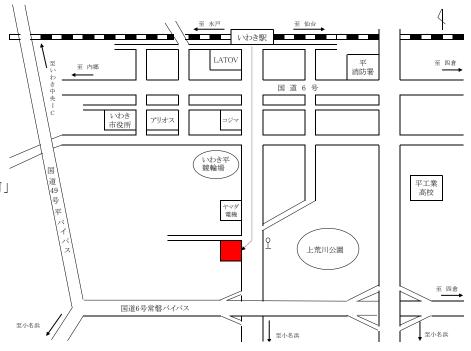
福島工業高等専門学校 いわき市平上荒川字長尾30

【公共交通機関】

いわき駅よりバス約10分。6 番のりば鹿島経由小名浜行、医 療創生大学経由ラパークいわき 行、飯野経由ラパークいわき行 のいずれかに乗車し,「高専前」 で下車。

※ 会場内への車の乗り入れ及び駐車はできませんので、公 共交通機関を利用してください。

また、会場周辺の店舗等へ は絶対に駐車しないでください。



4 合格から採用まで

(1) 合格者は、職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、欠員が生じた場合、このうちから順次採用者が決定されます。採用の内定は令和元年10月下旬頃、採用の決定は令和2年3月下旬を予定しています。

採用候補者名簿の有効期間は、令和2年4月1日から1年間です。

- (2) 資格・免許を要する職種(農芸化学、保育士、専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、司書)、医療職(獣医師、歯科衛生士、保健師))は、資格又は免許の取得見込みの者については、資格取得後に採用が決定されますので、令和2年3月末までに資格又は免許を取得できない場合は、採用されません。
- (3) 受験申込票及び履歴書等の申込書類の記載事項に虚偽の内容があった場合には、採用後であっても、 失職する場合があります。
- (4) 合格者(採用候補者名簿登載者)のほかに補欠合格者を決定することがあります。補欠合格者は合格者に欠員が生じた場合に限り採用候補者名簿に登載されます。

5 受験申込み手続き方法

提出書類に不備等がある申込みは不受理とさせていただく場合があります。十分に受験 案内や提出書類に目を通し、確認のうえ、余裕をもって申込み手続きを行ってください。

(1) 受験申込票等の請求

受験申込票、履歴書及び身体検査書は、いわき市役所総務部職員課、支所、市民サービスセンター、 地区保健福祉センターで交付します。

(2) 申込みの方法

いわき市役所総務部職員課に、次の書類を提出して受験票を受領してください。受験票は、試験当日必ずお持ちください。提出書類は返却できませんので、あらかじめ御了承ください。

郵送で申し込む場合には、**82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(定型(長3型):12×23.5cm)** を同封し、必ず簡易書留で送付してください。

提出書類 ①受験申込票・受験票(様式1)

- ②履歴書(様式2)
- ③身体検査書(様式3) ※ 消防職の受験者に限ります。
- ※ 障害者手帳等を所持している方については、障害者手帳等の写し(障がい名、障がいの等 級及び交付年月日が記載されている頁)を添えてください。

(3) 受付期間

令和元年5月20日(月)から令和元年6月7日(金)までです。受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで行います(土曜日及び日曜日は、閉庁のため受付はいたしません。)。

受付期間後の受付は行いませんので、十分注意してください。

郵送の場合には、令和元年6月7日(金)の消印のあるものまで受付します。

(4) インターネットを利用した申込について

いわき市かんたん申請・申込システムを用いて、インターネットによる申込みができます。

申込みにはパソコンのほか、デジタルカメラ(200万画素以上)とカラープリンタが必要となります。 消防職を受験する者又は障害者手帳等を所持する者の申込みについては、インターネットによる申 込みは受け付けておりません。受験申込票・受験票と履歴書に、それぞれの必要書類(身体検査書又 は障害者手帳等の写)を添えて、職員課へ直接お持ちになるか、郵送により提出してください。

手続きの方法に関するお問い合わせは、いわき市役所総務部職員課人事係(1m0246-22-7403)に連絡してください。(午前8時30分から午後5時15分まで)

申込方法

受付期間内に、いわき市ホームページの「電子サービス」→「電子申請」から「**いわき市かんたん申請・申込システム**」にアクセスし、採用試験申込みの手続きを行ってください。

※ いわき市のホームページの職員採用情報に、申込方法等を掲載しております。

② 受付期間

令和元年5月20日(月)から6月4日(火)まで(ただし、最終日は午後8時まで)

③ 受験票の交付

申込受付後、1週間程度で登録したメールアドレスに、添付ファイルで送信します。 受験票はカラープリンタでプリントアウトし、試験日当日、必ずお持ちください。

6 受験結果の開示について

試験結果については、いわき市個人情報保護条例第15条の規定により情報公開センター等で開示請求 (開示請求書等の提出が必要)をすることができます。

なお、同条例第23条第1項の規定により、次のとおり口頭による開示請求をすることもできます。受験 者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、受験票等)をお持ちのうえ、<u>受験者本人が直接、職</u> 員課へおいでください。電話、はがき等による請求は受付できません。

受付時間は、祝日、休日を除く平日の午前8時30分から午前12時、午後1時から午後5時15分までです。 (午後0時~午後1時までは開示請求は受付けできませんのでご注意ください。)

| 開示請求 できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|--------------|---|----------------------|---------------|
| 受験者全員 | 総合順位 総合得点 科目別の得点 (1次試験)教養、専門 (2次試験)口述、論文、体力測定 (消防職に限る) | 各試験の合否の 通知日から1か月間 | 職員課(市役所本庁舎4階) |

7 給与・勤務時間・福利厚生等について

(1) 給与について

いわき市職員の給与に関する条例の規定に基づき、次のとおり支給されます。

| 聑 | t | 種 | | 初 (平成31年 | 任 4月1 | 日 現 在) | ì | | 諸 | 手 | 当 |
|----------------------|-------------|----------|------|-------------------------|----------|----------------------|---|------|-----|------|-----------------|
| 一般技 | * 事 術 | 務 | 職職 | | 191, | 600円 | | | | | |
| 保 社 会 精 神 司 | | 祉 福 祉 | 士士士書 | (大学卒) (短大卒) (高校卒) | 171, | 600円 000円 400円 | | | | | 住居手当、 間外勤務手当 |
| 消 | 防 | | 職 | | 198, | 500円 | | | | | の支給条件に |
| 獣 | 医 | | 師 | | 221, | 700円 | | 応じてま | え給さ | れます。 | |
| 歯彩 | 衛 | 生 | 士 | (短大卒) (高校専攻科卒) | • | 500円 300円 | | | | | |
| 保 | 健 | | 師 | (大学卒) (短大卒3年) | , | 400円 700円 | | | | | |

※ 上位の学歴、職務経験等を有する場合は、その経験に応じて初任給が増額調整されます。

(2) 勤務時間について

- ・1週間当たり38時間45分で、1週間当たりの勤務日数は5日(月曜日から金曜日)です。
- 1日当たりの勤務時間は7時間45分で、8時30分から17時15分までです。
 - ※ なお、職場によっては勤務日及び勤務時間が異なる場合があります。

(3) 休暇、休日等について

- ・休 日:原則、日曜日及び土曜日(週休日)のほか、国民の祝日及び年末年始が休日です。
- ・年次休暇:1年目は年15日、2年目以降は年20日付与されます。
- ・特別休暇:夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、子育て休暇、忌引休暇などがあります。
- ・その他:病気又は負傷のための休暇、介護休暇、育児休業、育児部分休業などがあります。
- ※ いわき市では、子育てしやすく働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

(4) 福利厚生制度について

・地方公務員等共済組合法に基づき共済組合に加入し、短期給付(医療保険)及び長期給付(年金)を受けるほか、各種福祉・保健事業を利用することができます。

問合せ・書類提出先

いわき市役所総務部職員課人事係(本庁舎4階)

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

電話(代表) 0 2 4 6 (2 2) 1 1 1 1 (内線) 2 1 5 2 · 2 1 5 3

(直通) 0246 (22) 7403